

○国立大学法人筑波技術大学研究倫理委員会規程

平成 17 年 10 月 3 日
規 程 第 24 号

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日規程第 32 号

国立大学法人筑波技術大学研究倫理委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）において行なわれるヒトを対象とした研究並びに国民の保健医療、福祉、生活衛生及び労働安全衛生等の課題を解決するための研究について、倫理的観点から審査することを目的として、本学に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置くことを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 前条に定める委員会の設置目的に関する事項
- (2) 学長から諮問された事項
- (3) 部局長会議で調整の後、委員会に付託された事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産業技術学部長又は学部長補佐
 - (2) 保健科学部長又は学部長補佐
 - (3) 障害者高等教育研究支援センター長又は副センター長
 - (4) 大学戦略課長
 - (5) 産業技術学部の教授、准教授又は専任の講師のうちから学長が指名する者
 - (6) 保健科学部の教授、准教授又は専任の講師のうちから学長が指名する者
 - (7) 障害者高等教育研究支援センターの教授、准教授又は専任の講師のうちから学長が指名する者
 - (8) 学外の学識経験者
- 2 前項の委員の構成は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならず、第 1 号から第 3 号までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。
- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
 - (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
 - (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
 - (4) 本学に所属していない者が複数含まれていること。
- 3 委員には男性委員及び女性委員の両方を含むものとする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、当該部局の教授又は准教授を

もって同項第1号から第3号の委員に充てることができる。

(任期)

- 第4条 前条第1項第5号から第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第5号から8号に規定する委員の任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員のうちから学長が指名し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務)

- 第6条 委員会に関する事務は、大学戦略課において処理する。

(その他)

- 第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学研究倫理委員会規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項第8号の委員の任期は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。